

# 白岡市教育支援センター条例の概要

## 1 制定の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、白岡市教育支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

## 2 条例の概要

### (1) 第1条関係（設置）

教育の充実と振興を図るため、センターを白岡市白岡1172番地に設置することについて定める。

### (2) 第2条関係（業務）

センターが行う業務について定める。

### (3) 第3条関係（管理）

センターの管理は、白岡市教育委員会が行うことについて定める。

### (4) 第4条関係（職員）

センターに所長その他必要な職員を置くことについて定める。

### (5) 第5条関係（休館日）

センターの休館日を次のとおり定める。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌日の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

### (6) 第6条関係（開所時間）

センターの開所時間を次のとおり定める。

午前9時から午後4時まで

### (7) 第7条関係（委任）

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定めることについて定める。

## 3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。